懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　名　園山　俊二
　登録番号　21179
　事務所　東京都杉並区下高井戸4―23―5
　向陽法律事務所
3　処分の内容　業務停止1月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年6月21日

平成26年6月30日　日本弁護士連合会

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の別表に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。

平成26年7月18日

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業
施行者　京都市
代表者　京都市長　門川　大作

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
(1)　京都市左京区岩倉大鷺町128番地の1
　澤田　邦子
(2)　京都市左京区松ケ崎河原田町11番地1
　田代　梅
(3)　京都市左京区岩倉西河原町372番地の5
　飯田　耕生
(4)　東京都文京区白山4丁目2番5号
　齋藤誠一郎
(5)　京都市右京区嵯峨中山町19番地23　レオパレス嵯峨野第6　102号
　高橋　秀和
(6)　大阪府茨木市天王二丁目5番K―907号
　伊吹昌三郎
(7)　滋賀県大津市松本二丁目7番5号
　西村　武子

2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定によりこの通知を受け取った日の翌日（ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日）から起算して6箇月以内に、京都市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。

3　その他

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを京都市左京区岩倉西河原町298番地公園予定地において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

福島県福島市平石字柳沢三八番地の二
池田エンジニアリング株式会社
代表清算人　池田　篤

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

栃木県下都賀郡野木町大字野木三七六三番地
特定非営利活動法人ハートフルのぞみ会
清算人　知久　善一

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

群馬県前橋市天川大島町三丁目四七番地の三
有限会社東部住建
清算人　水上　憲一

解散公告

当社は、平成二十六年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

埼玉県狭山市大字水野五〇九番地の二二
有限会社マーキーズ
代表清算人　清水　眞一

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目六番一〇号
有限会社亀屋食堂
清算人　亀田ふじ子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

千葉県千葉市稲毛区柏台一番二三棟一〇三号
富士新材料株式会社
代表清算人　五藤　素直

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

東京都大田区大森西一丁目一七番一八号
大明工芸株式会社
代表清算人　土井　清

解散公告

当社は、平成二十六年七月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

東京都豊島区高田三丁目三二番三号メイスンビル三〇一
株式会社Ｊｏｉｎ　Ｔｅｃｈ
代表清算人　渡辺　和昭

解散公告

当社は、平成二十六年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

東京都豊島区東池袋二丁目二四番五号
株式会社幸楽苑
代表清算人　西　桂佑

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

東京都港区芝三丁目二番一八号
日本駐車場投資株式会社
代表清算人　森岡　直樹